

●香川県告示第181号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町西村甲250-2

株式会社島醸 代表取締役 富田 孝之輔

(2)事業場の所在地及び名称

小豆郡小豆島町西村甲250-2

株式会社島醸

(3)変更しようとする事項の内容

既設単独処理浄化槽の廃止及び合併処理浄化槽の新設により、排出水の汚染状態及び量を変更するとともに、既設の単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽からの污水等を新設の排水口から排出する。

(4)特定施設に関する事項

変更無し。

(5)污水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(6)排出水の汚染状態及び量

区 分		第 12 排 水 口	
排水	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	6.0~8.0	6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	(変更前)90(変更後)20	(変更前)100(変更後)30
	化学的酸素要求量 (mg/l)	(変更前)90(変更後)30	(変更前)100(変更後)40
	浮遊物質 量 (mg/l)	60	70
	窒素含有量 (mg/l)	60	120
	りん含有量 (mg/l)	8	16
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1	3,000以下
排水の量	(m ³ /日)	1	(変更前)1(変更後)4.2

区 分		第 13 排 水 口	
排水	項 目	通 常	最 大
の汚染	水素イオン濃度	6.0~8.0	6.0~8.0

状態	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	90	120
	化学的酸素要求量 (mg/l)	90	120
	浮遊物質 (mg/l)	60	70
	窒素含有量 (mg/l)	60	120
	りん含有量 (mg/l)	8	16
	大腸菌群数 (個/cm ³)	390	3,000以下
排出水の量 (m ³ /日)	1	1	

区 分		第 14 排 水 口	
排水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
		水素イオン濃度	6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/l)	30	40
	浮遊物質 (mg/l)	60	120
	窒素含有量 (mg/l)	60	120
	りん含有量 (mg/l)	8	16
	大腸菌群数 (個/cm ³)	210	3,000以下
	排出水の量 (m ³ /日)	1	1

他に排水口が11箇所（雨水専用10箇所）ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年4月11日から同年5月2日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

小豆島町環境衛生課